承認番号　17—46Ｐ—0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ハーラルト・プリンツ 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ワタ（*2mepsps*，*hppdPfW336—1Pa*，*Gossypium hirsutum* L.）（GHB811，OECD UI：BCS—GH811—4）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県筑西市向上野1500番地41 名　　称：バイエルクロップサイエンス株式会社 明野事業所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成32年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えワタの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ワタの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、防風林及び防風網を設置している。また、栽培試験期間中の播種期及び収穫期には栽培実験区画を覆うように防鳥網を設置し、野鳥等の食害による遺伝子組換え種子の拡散を防止する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えワタ及び比較対照のワタ以外の植物が隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えワタを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ワタが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えワタの栽培終了後は、当該ワタ及び比較対照のワタを隔離ほ場内にすき込む等により確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えワタが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　17—46Ｐ—0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ハーラルト・プリンツ 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ワタ（*2mepsps*，*hppdPfW336—1Pa*，*Gossypium hirsutum* L.）（GHB814，OECD UI：BCS—GH814—7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県筑西市向上野1500番地41 名　　称：バイエルクロップサイエンス株式会社 明野事業所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成32年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えワタの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ワタの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、防風林及び防風網を設置している。また、栽培試験期間中の播種期及び収穫期には栽培実験区画を覆うように防鳥網を設置し、野鳥等の食害による遺伝子組換え種子の拡散を防止する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えワタ及び比較対照のワタ以外の植物が隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えワタを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ワタが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えワタの栽培終了後は、当該ワタ及び比較対照のワタを隔離ほ場内にすき込む等により確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えワタが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。